

介護保険課からの 連絡事項

*この動画は、「VOICEVOX:剣崎雌雄」を
使用して作成しています。

特別養護老人ホームの 特例入所申込について

三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針

1 目的

この指針は、特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）への入所申込みが増加している中で、施設サービスを受ける必要性が高い入所希望者を優先的に入所させるという観点から、入所に関する手続及び基準を明示し、それに基づき各施設が「入所基準」を策定・運用することにより、入所における透明性・公平性を確保するとともに、介護保険制度の主旨に即した施設サービスの円滑な実施に資することを目的とする。

2 入所検討委員会

[略]

3 入所検討対象者

入所検討対象者は、入所申込者のうち介護保険法に定める介護認定審査会において要介護3～5と認定された者及び、要介護1又は要介護2と認定された者であって次に掲げる特例入所の要件に該当する者で、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難なものとする。

ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること

イ 知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること

ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心確保が困難であること

エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は虚弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

4 特例入所に係る取扱い

(1) 施設は、要介護1又は2の入所申込者（(2)及び(3)において単に「入所申込者」という。）に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由について、その理由など必要な情報の記載を入所申込みに当たって求めるものとする。

(2) この場合において、施設は、入所申込者の介護保険の保険者である市町（(3)において「保険者市町」という。）に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求めるものとする。（参考様式1）

(3) 入所申込者が入所検討委員会における入所検討対象者となった場合には、本人の状況や介護の必要性、家族等介護者の状況等について、改めて保険者市町に意見を求めるものとする。（参考様式2）

3 入所検討対象者

入所検討対象者は、入所申込者のうち介護保険法に定める介護認定審査会において要介護3～5と認定された者及び、要介護1又は要介護2と認定された者であって次に掲げる特例入所の要件に該当する者で、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難なものとする。

ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること

イ 知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること

ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心確保が困難であること

エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は虚弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

4 特例入所に係る取扱い

(1) 施設は、要介護1又は2の入所申込者（(2)及び(3)において単に「入所申込者」という。）に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由について、その理由など必要な情報の記載を入所申込みに当たって求めるものとする。

(2) この場合において、施設は、入所申込者の介護保険の保険者である市町（(3)において「保険者市町」という。）に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求めるものとする。（参考様式1）

(3) 入所申込者が入所検討委員会における入所検討対象者となった場合には、本人の状況や介護の必要性、家族等介護者の状況等について、改めて保険者市町に意見を求めるものとする。（参考様式2）

「ヒューマンエラー」の 事例

要介護認定が必要な施設等での
認定申請忘れ

要介護認定 更新申請にかかる介護保険法関係条文(抜粋)

(要介護認定) 法第二十七条

要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。

(要介護更新認定の申請期間) 施行規則第三十九条

要介護更新認定（法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定をいう。以下同じ。）の申請は、当該要介護認定の要介護認定有効期間の満了の日の六十日前から当該要介護認定有効期間の満了の日までの間において行うものとする。ただし、同条第三項の規定により申請を行う場合にあっては、この限りでない。

(受給資格等の確認) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第七条

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助) 同第八条

指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

居宅サービス計画書作成依頼（変更）届出書について

居宅サービス計画書作成依頼(変更)届出書

(松阪市提出用)		区分 新規・変更	
被保険者氏名		被保険者番号	
フリガナ			
		個人番号	
		生年月日	性別
明・大・昭 年 月 日			
居宅サービス計画の作成を依頼(変更)する介護支援事業者			
居宅介護支援事業者名		居宅介護支援事業所の所在地 〒	
		電話番号 ()	
新規・変更 開始年月日		年 月 日	
事業所を変更する場合の事由等 ※変更する場合のみ記入してください。			
(宛先)松阪市長 上記の居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することを届け出ます。 年 月 日 住所 松阪市 被保険者 氏名 電話番号 () 代筆者 被保険者との関係 ※被保険者が自署できない場合はご記入ください。			
保険者確認欄 <input type="checkbox"/> 被保険者資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複 <input type="checkbox"/> 個人番号(本・代・職権)		居宅介護支援事業者番号	
居宅サービス計画の作成を依頼(変更)する居宅介護支援事業者が居宅介護支援の提供にあたり、被保険者の状況を把握する必要がある時は、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を当該居宅介護支援事業者に必要な範囲で提示することに同意します。 年 月 日 氏名 代筆者 ※被保険者が自署できない場合はご記入ください。			

(注意) 1 この届出書は、要介護認定の申請時に、若しくは、居宅サービス計画の作成を依頼する居宅介護支援事業者が決まり次第、速やかに松阪市へ提出してください。
2 居宅サービス計画の作成を依頼する居宅介護支援事業者を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず松阪市へ提出してください。届け出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。

よくある間違い等

- ▶ Aさんの居宅届に、Bさんの被保険者番号が記載されている
- ▶ 開始年月日の記載間違い
- ▶ 被保険者の名前(漢字)間違い
- ▶ 住所が住民票の住所と異なる
- ▶ 居宅介護支援事業者番号が空欄のままである
- ▶ 三者契約において、地域包括支援センターの印をもらっていない